

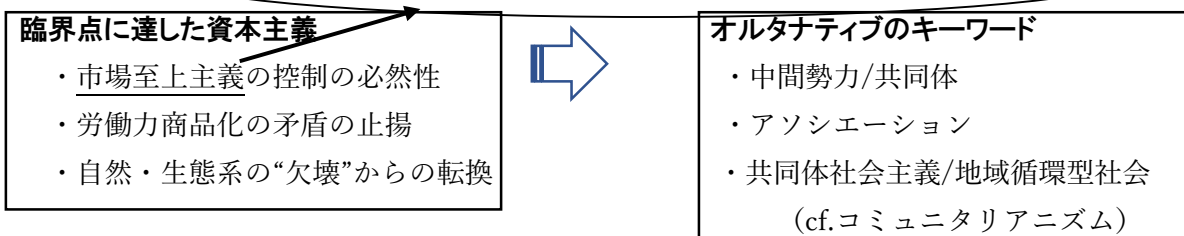
オルタナティブの1つのかたち—「地域循環型社会」(試論)

半田 正樹 2022/05/21

はじめに

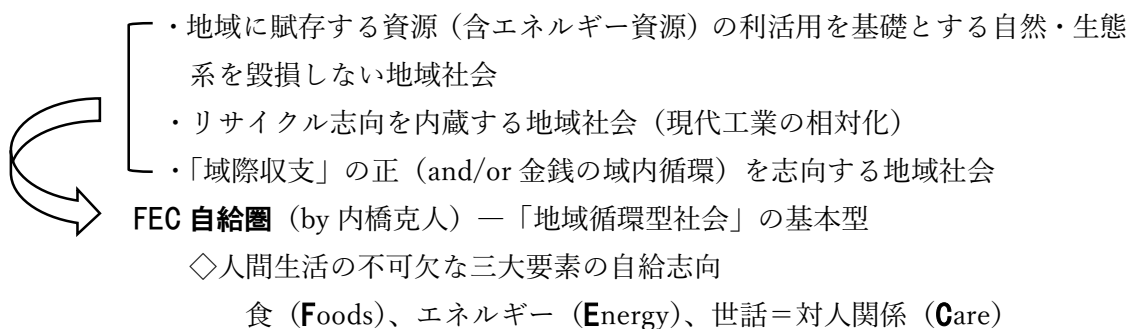
【議論の起点】

市場機構 ← 「悪魔の碾き臼」(ポランニー)から「天使の碾き臼とするフェティシズムの対象」へ



1. 「地域循環型社会」の基本型

「地域循環型社会」概念



2. 「地域循環型社会」の展開型

「展開型」の基点としての「地域主義」(玉野井芳郎) [自然との共生を土台とする社会経済構想]

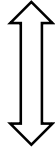
◆「地域主義」(定義) = 《地域》の住民が、その《地域》の自然・風土・歴史とのつながりをもつことによって、その地域社会(地域共同体)にたいする一体感・帰属意識をいただくようになり、(公的資金等に頼ることなく)自ら経済的自立の裏づけをとりながら、《地域》の政治的・行政的自律性と文化的固有性を追求すること (『地域主義からの出発』玉野井芳郎著作集3,学陽書房,p.88)。

・《地域》 = 生態系単位 (エコロジカル・ユニット) に対応する空間であり、地域社会が自然・生態系を軸に形成されることを示唆。

⇒固有な生態系に規定された空間的まとまりという点において地域主義の地域は分散的・部分的であり、同時に季節性をもつ

3. 「地域循環型社会」の基軸—「広い意味での農業」

近現代の資本主義 → 自然・生態系を破壊・消尽する「工業（生命のないモノの生産）」と限りなく「工業化」された「農業」（生産効率優先の単一作物栽培＋ケミカル農業・自然破壊農業）が特徴



オルタナティブ社会

→自然・生態系を最大限尊重＝生きた自然のなかで「命あるモノ」を育てることを基礎とする社会

⇒人間生活にとって最も基礎的で不可欠な食糧・食料を自然から得るなりわい（農耕・漁業・畜産業・林業・発酵業 etc.）が起点

＝地域主義は、これら“**広い意味での農業**”を基礎的なりわいと位置づける



“広い意味での農業”は、地域に固有の土壌、水・海水、太陽光、風などの自然に沿いながら、その枠のなかで活動することに対応（土壌、水、大気など地域に独自にそなわっている自然の力を引き出すわざをもつ）。

[地域主義(＝地域循環型社会)における工業]

* “広い意味での農業”と密接に関連する工業

⇒食品工業、発酵食品、工芸品製造 etc.

手作り＋技＋技術

中間技術

4. 「広い意味での農業」の編成体—地域社会農業

“広い意味での農業”を基軸に地域循環型社会を構想するとすれば、参照すべき知見

→ 吉田喜一郎の地域社会農業論（Community Agro-Food System）

* 地域に定住する生活者が、生活者の論理（＝「自治と共存」）により、地域農業を地域社会に重ねつつ**食文化圏の構築**を図るのが「地域社会農業」

⇒食糧・食料の域産域消が基本である地域社会と一体化した農業＝地域に定住する者すべてが（非農家だけでなく農家の人々もたんなる商品の提供者ではなく生活者として）、食文化圏の一翼を担う

→一定の作物生産への特化・少数の大型農家だけが突出し、地域環境に負荷をかけ、エネルギー集約型の化学肥料や農薬の多投型農業（＝現代農業）のアンチテーゼ

* 地域の凝集軸としての食文化圏の形成

→地域づくりは従来の生産・生活環境の整備、それを利用する組織や人づくりでは完結せず。食文化を中心に生活文化を集約することで初めて完結（吉田喜一郎）（←社会的環境を地域における“広い意味での農

業”に集約することによって地域社会が構築される)

5. 「地域循環型社会」創出のための骨組み

(1) エネルギーの地域自給 (cf.食+ケアの自給)

= 地域に賦存する固有のエネルギー資源から最適資源 (含組合わせ) を特定

↓ <太陽光、水力、風力、地熱、生物体、生ごみ etc.) ⇒ 自然環境維持

- ・ 地域定住者の主体的・協同的合議を惹起し定着させる
- ・ 大電力の集中管理型から個別分散型への転換

(2) 地域内経済循環 (経済の地域内自立)

- ・ 地域の自然的基礎 → 大気系・水系・土壌生態系から形成
 - * 気候・風土・賦存資源の地域差 → 地域自給の困難を地域間互助で対応
 - = 圏域の形成 → 各地域の土・水・労働力を投入する食糧 (料) や地場
 - 製品の互換・融通 → 圏域内循環 → 地域際 (圏域際) 収支の正值化
- ・ 地域通貨+労働証書制
- ・ 地域金融機関 (cf.信用金庫、信用組合) + 互助的金融組合

(3) 地域社会を“固める”共同意思

◇ 「自治のしくみ」と「地域財政」による制度化+ 規^{おきて/とりまめ}範の生成⇒地域社会形成に

向けた共同意思の定着

- ・ 自治の実行機関⇒**協同組合**：よりよい生活を追求する (生活原理) 連帯組織・生活の基盤である地域を拠点とする事業体。事業経営を手段に (目的ではなく)、生活にかかわるあらゆる共通の目的実現に向けた人々の集合。
- ・ 地域財政⇒地域住民の共同経済 (大前提としての地域定住者による財政的自己決定権)

6. 社会構成体に対する「地域循環型社会」の位置

結論的いえば、「地域循環型社会」は、共同体の原理をベースとしながら、社会構成体においては、国家の原理と市場の原理を相対化する位置に立ち得る「小社会」。

☞ すべての住民の「行為 (活動=Handeln) *」 (Arendt,H.) が確実に担保されるような仕組みに基づく自治の実現が前提

* Arendt,H.は、人間の行動を「労働」「制作 (仕事)」「行為 (活動)」の3つに分類し、「行為 (活動)」を「物質、素材、人工物といった媒介によらずに人間同士のあいだでじかに演じられる、唯一の行ない」とみた。しかも「行為 (活動)」は、単独ではなく複数性が原則であり、多様な構成員が、それぞれが個として自立的に「行為」をなしながら、そのつど相互作用によって予測しなかった状況を創り出す点に本質がある、という (Arendt,H.[1960],VITA ACTIVA oder Vom tätigen Leben,Kohlhammer (=2020 森一郎訳『活動的生』みすず書房)



「行為」が、プロセス（手だて・方法）を引き起こすことにその本質があり、具体相においては、複数の多様な人間が相互作用を介して「共同体」を織り上げるという点において、「地域循環型社会」の「自治」と重ねることができる。

● 資本主義の基本的矛盾＝労働力の商品化

*労働力の商品化は、人と人との共同体的紐帯を切り切り、人間が「個」に分解されることと表裏一体の関係 ⇒ アトム化された「個」は、商品市場を介して生存に不可欠なものを調達。



生存に不可欠なミニマム水準をはるかに超える「生活日常」の実現

○「個」は、自発的に「行為」するなかで相互作用を通じてその都度状況を創出し、そのなかで「共同体」的紐帯を底流とする相互依存的・間主観的自我を持つ「個」へと転じていく。それは、まさに「地域循環型社会」という共同体の構成員になることを指す。いいかえれば「共同性」を獲得した「個」の集合として「地域循環型社会」が創発される。

まとめ

「地域循環型社会」は、「広い意味での農業」を基軸とする社会であり、みずからの存立基盤である自然を棄損することはしない（できない）。

- ・自然・生態系に対しては受動的であるが、「地域循環型社会」の定住者はみずからの共同社会を創出する点において能動的であり、その「行為」が「自治」として実行される。「自治」を担保するのは、全員参加型の「協同組合」である。
- ・「協同組合」は、相互扶助・相互共存の原理を持ち、事業の運営にあたっては、生活維持のための「必要」を決定し、「利潤」に相当する部分の利活用を合議により決定する。 ⇒ 「労働力商品化の廃絶」
- ・「協同組合」は、共同性を基盤とする点において「私性（private）」を脱しつつ、「公的権力」の性格を帯びる。 ⇒ 国家権力の吸収可能性



自発的・主体的地域定住者のつくる「協同組合」の自治による「地域循環型社会」は、「個」と「国家」との〈あいだ〉に出現する根源的（radical）自治体

⇒ 資本主義のオルタナティブの1つのかたち（ただし、部分的）